

群馬県養豚場分娩舎・離乳舎前室整備事業実施要領

制 定 令和7年6月16日 農第30812-2号

一部改正 令和7年10月1日 農第30812-17号

第1 趣旨

群馬県内の養豚場で豚熱が相次いで発生した。群馬県では、全ての豚にワクチンを接種しているが、子豚が豚熱ウイルスに感染した場合、発症を防ぐことが難しいことから、子豚を飼育する分娩舎及び離乳舎に豚熱ウイルスを持ち込まないことが重要である。これらの畜舎にウイルスを持ち込まないためには、畜舎に出入りする際に前室で更衣・靴の履き替えをすることが必要である。そこで、養豚場のバイオセキュリティ向上を推進するため、分娩舎及び離乳舎の前室の整備に対して補助を実施する。

第2 事業の内容

本事業の内容は、表のとおりとする。

事業実施主体	対象農場を所有する個人・法人
対象農場	豚を飼養する農場で、次の条件を全て満たすもの 1 群馬県内に所在すること 2 この要領の制定日において、豚の飼養頭数が6頭以上であること。ただし、この要領の制定日において一時的に豚の飼養頭数が6頭未満になっていた場合であっても、再び6頭以上を飼養する計画がある場合は、対象農場とすることができる。 3 商業生産のために豚を飼養していること 4 豚用の分娩舎・離乳舎があること
補助対象	1 豚用の分娩舎・離乳舎に設置する前室。なお、既存の建物やその一部を改装して前室とする場合は、その改装費用を補助対象とする。 2 前室の設置又は機能向上に当たり畜舎の改装が必要な場合は、その改装費用。 3 1の前室及び2の改装部分に設置する用具で、分娩舎・離乳舎へのウイルスの侵入を防止するために必要なもの。既存の部屋を改装して前室とする場合又は既存の

	前室の機能を向上させる場合において、不足する用具を追加で購入・設置する場合は、その購入する用具を補助対象とする。
補助対象外のもの	建物の設計費 直営施工の場合の人件費 消毒液その他の消毒用の資材 バイオセキュリティの向上に寄与しないもの その他、必要性が認められないもの
補助率	2分の1以内（事業実施主体が消費税及び地方消費税の課税事業者である場合は、消費税及び地方消費税を除く事業費の2分の1以内）
補助額の上限	1農場当たり100万円
実施期間	令和8年2月28日までに事業を完了させること

第3 事業の実施基準

- 1 事業実施主体は、事業の実施に当たり、過剰とみられるような施設及び用具の導入を排除する等、徹底した事業費の低減を図るものとする。
- 2 請負・売買等の契約をする場合は、事業費を低減させるため、3者以上のものから見積書を徴するなど、競争性が確保された方法によることとする。ただし、予定価格が20万円未満（工事の場合は30万円未満）の契約をする場合は、この限りではない。
- 3 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。
- 4 本事業の補助対象について、本事業による補助金のほかに、重ねて補助金の対象としてはならない。
- 5 既存の施設・用具を廃棄して、その代替として同種、同規模及び同効用の施設・用具を導入・整備する場合（いわゆる更新）は補助の対象としないものとする。
- 6 既存の施設・用具の修繕は、補助の対象としないものとする。
- 7 本対策は、原則として市町村を通じた間接補助事業とする。ただし、やむを得ない理由があると判断される場合は、県から事業実施主体への直接補助事業とすることができる。
- 8 補助事業費は、本県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、

当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造、事業の規模等はそれぞれの目的に合致しているものとする。なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施工を認めることとする。直営施工に係る人件費は補助対象外とする。

- 9 補助対象となる施設等については、分娩舎・離乳舎のバイオセキュリティの向上に必要かつ適切な能力のものとする。
- 10 分娩舎・離乳舎のバイオセキュリティを効果的に向上させるため、事業内容の適切性について養豚業専門の獣医師又は家畜保健衛生所の指導を受けること。
- 11 本事業で前室を設置する全ての畜舎について、農林水産省が定める飼養衛生管理基準（豚、いのしし）のうち、以下の全ての項目を遵守すること。
 - (1) 24 畜舎に立ち入る者の手指消毒等
 - (2) 25 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 12 事業実施主体は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 13 補助事業の実施に当たり、事業実施主体が契約をする場合は、12に掲げる者（以下「暴力団等」という。）を契約相手にしてはならない。
- 14 事業実施主体は、本事業の実施に係る契約の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該契約を解除しなければならない。
- 15 過去に補助事業を活用して設置した畜舎を改装する場合など、本事業の実施に当たり模様替え等の手続きが必要な場合は、当該手続きを的確に実施すること。

第4 事業の実施手続

1 要望の提出

- (1) 事業実施主体は、農場ごとに様式第1号により事業実施計画書を作成し、農場の所在地の市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、本事業の補助対象が他の補助事業の対象となっていないことを確認して、様式第2号により農業事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。
- (3) 第3の7ただし書により直接補助事業となる場合は、事業実施主体は、(1)及び(2)にかかわらず、様式第1号の事業実施計画書に、補助対象が関係市町村の補助事業の対象となっていないことを示す書類を添付して所長に提出するものとする。この場合、事業実施主体は、その写しを関係市町村へ送付するものとする。
- (4) 所長は、(2)及び(3)により提出のあった事業実施計画書を農政課長に提出するものとする。

2 予算の配分

- (1) 農政課長は、1により提出のあった事業計画に予算を配分し、その結果を通知するものとする。なお、予算の配分にあたり、必要に応じて農政課長は所長と協議を行うものとする。
- (2) 3により申請のあった交付申請書が1により提出のあった要望書の内容と一致しない場合、農政課長は、(1)による予算の配分を取り消すことができるものとする。

3 実施計画の承認申請

市町村長（第3の7ただし書により直接補助事業となる場合は、事業実施主体又は事業実施主体の長）は、様式第3号により承認申請書を作成し、実施計画書及び群馬県暴力団排除条例に定める暴力団等を排除するための措置として様式第4号を添付し、所長に提出して承認を受けるものとする。

4 実施計画の承認

所長は、3により提出された実施計画が本要領に定める基準を満たしている場合、それを承認するものとする。

5 事業の着手

事業の着手は、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号、以下「規則」という。）第5条の交付の決定に基づき行うものとする。ただ

し、緊急かつやむを得ない事情による場合には、事業計画の承認後に様式第5号の交付決定前着手届を所長に提出することにより、交付決定前に着手できるものとする。

6 事業実施計画の重要な変更

市町村長は、所長の承認を受けた事業実施計画の重要な変更をするときは、様式第6号により、3及び4に準じて行うものとする。

なお、重要な変更とは、以下の(1)から(4)のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 事業の追加・取り止め
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業実施主体ごとの補助金額の増加又は30%を超える減少
- (4) その他農政課にて重要な変更であると判断される事項についての変更

第5 事業の指導推進体制

所長は、指導推進体制を整備し、事業の適正かつ効果的な実施について指導するものとする。

第6 助成

- 1 所長は、この要領に基づいて実施する事業に対し、第4の2により配分された予算の範囲内において助成するものとし、補助金の交付に関しては規則及び群馬県養豚場分娩舎・離乳舎前室整備事業補助金交付要綱（令和7年6月16日農第30812-2号）によるものとする。
- 2 県からの補助金額に千円未満の金額が生じた場合には、当該千円未満の金額を切り捨てるものとする。
- 3 交付申請において、内示額の一部を保留して申請を受ける場合は、交付申請書に「以内申請理由書」（任意様式）を添付することとする。

第7 管理運営

1 処分制限期間

規則第21条ただし書に規定する「補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間」は、施設等の竣工から耐用年数を経過するまでとする。

2 管理運営の方法

処分制限の対象となる施設等を整備した事業実施主体は、整備した施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するものとする。

3 財産管理台帳

処分制限の対象となる施設等を整備した事業実施主体は、1に定める期間を経過するまでの間、財産管理台帳（様式第7号）を備え置くものとする。

4 災害の報告

市町村長（第3の7ただし書により直接補助事業となる場合は、事業実施主体又は事業実施主体の長）は、本事業により整備した処分制限の対象となる施設等が2に定める期間内に災害を受けたときは、様式第8号により速やかに所長に報告し、その指示に従わなければならない。

第8 その他

- 1 事業実施主体は、この事業の実施に関する各種法令を遵守しなければならない。
- 2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は知事が別に定める。

附則（令和7年6月16日）

- 1 この要領は、令和7年6月16日から施行する。

附則（令和7年10月1日）

- 1 この要領の一部改正は、令和7年10月1日から施行する。